

# 飲食店のみなさんへ

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました

## 2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です



原則屋内禁煙

多数の利用者がいる事務所、工場、ホテル・旅館などすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

※屋内では、所定の要件に適合する各種喫煙室（専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室）のみで喫煙が可能です。

## 喫煙室設置・運用には様々なルールの遵守が必要になります

### 喫煙室の標識掲示



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

### 20歳未満は立入禁止



20歳未満の方は、たとえ従業員であっても、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

### 従業員への受動喫煙対策



従業員への受動喫煙対策も講じる必要があります。



### 違反時の罰則等の適用



義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

## 想定される喫煙室の設置パターンは以下のとおりです



#### ① 喫煙専用室を設置

喫煙専用の部屋を設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。  
喫煙専用室では、飲食等のサービスを提供することはできません。



#### ② 加熱式たばこ専用喫煙室を設置 経過措置

加熱式たばこのみの喫煙が可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。  
加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等のサービスを提供することができます。



#### ③ 喫煙可能室設置：既存特定飲食提供施設に限定 経過措置

店内の全部または一部を喫煙可能とする方法です。喫煙可能室では、他の客室と同じように、飲食等のサービスを提供することができます。**(裏面をご覧ください。)**

#### 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
2. たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

裏面もご覧ください

既存飲食店

# 飲食店のみなさんへ

## 以下3つの項目の回答による 事業者分類によって経過措置があります

①2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？

②資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？

③客席面積は100㎡以下ですか？



1つでも「いいえ」がある

3項目とも「はい」である

経過措置として選択可

屋内禁煙にするか、「喫煙専用室」、  
「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置する  
ことも可能です。(表面参照)

経過措置として、「喫煙可能室」  
(たばこの喫煙可能・飲食の提供可能)  
を設置することができます。

### 経過措置を選択した場合の注意点



喫煙可能室を設置した場合は指定された標識(喫煙室があることを示す標識・喫煙室の標識)の掲示が義務付けられています。



20歳未満の方については、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。(たとえ喫煙を目的としない場合でも、たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません)



喫煙可能室を設置した施設の管理権原者は、最寄りの保健所へ届出を行う必要があります。(届出様式、受付の開始時期については、県ホームページ等でお知らせします)

上記の他にも省令に定める基準を満たす必要があります。詳細は下記ホームページでご確認いただくか、県庁健康増進課または最寄りの保健福祉事務所健康づくり支援課または長野市保健所へお問い合わせください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

### 長野県健康福祉部健康増進課 電話 026-235-7116

佐久保健福祉事務所健康づくり支援課(佐久地域) ☎0267-63-3163  
上田保健福祉事務所健康づくり支援課(上田地域) ☎0268-25-7154  
諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課(諏訪地域) ☎0266-57-2926  
伊那保健福祉事務所健康づくり支援課(上伊那地域) ☎0265-76-6836  
飯田保健福祉事務所健康づくり支援課(下伊那地域) ☎0265-53-0443  
木曾保健福祉事務所健康づくり支援課(木曾地域) ☎0264-25-2233

松本保健福祉事務所健康づくり支援課(松本地域) ☎0263-40-1938  
大町保健福祉事務所健康づくり支援課(大北地域) ☎0261-23-6529  
長野保健福祉事務所健康づくり支援課(長野地域) ☎026-225-9045  
北信保健福祉事務所健康づくり支援課(北信地域) ☎0269-62-6311  
長野市保健所健康課(長野市) ☎026-226-9961